社会福祉法人斜里福祉会役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人斜里福祉会の役員、評議員、委員会等の委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬の額）

第２条　報酬は、定款の定めによるほか、役員等として拘束される時間を勘案し定める。

２　役員の報酬は、別表１のとおりとする。

３　評議員の報酬は、別表２のとおりとする。

４　委員会等の委員の報酬は、別表３のとおりとする。

（その他）

第３条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則　（平成１５年５月１９日）

この規程は、決議の日より施行し、平成１５年４月１日より適用する。

附　則　（平成２８年１２月１３日）

この規程は、平成２９年４月１日より施行し、第２条に定める各別表は当面の間は適用せず、無報酬とする。

別表１　役員報酬額（日額）

名　　称	報　酬　額	備　　考
理事会出席報酬等	５，０００円	職員兼務者を除く
理事業務報酬等	５，０００円	職員兼務者を除く
監事監査指導報酬等	５，０００円	

別表２　評議員報酬（日額）

名　　称	報　酬　額	備　　考
評議員会出席報酬等	５，０００円	
評議員業務報酬等	５，０００円	

別表３　委員会等委員報酬（日額）

名　　称	報　酬　額	備　　考
評議員選任・解任委員会出席報酬等	５，０００円	
評議員選任・解任委員業務報酬等	５，０００円	